公益社団法人 日本包装技術協会 関西支部規則

第1条 本規則は、公益社団法人日本包装技術協会(以下「本会」という)支部運営規則に基づき、関西支部の活動および運営を円滑に遂行するため、定めるものである。

第2条 関西支部は、包装技術等の向上改善を通じて生産、流通および消費の合理化を図り、地域諸企業および地域経済の発展に寄与することを目的とする。

第3条 関西支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 包装に関する研究会、講演会、見学会および研修の開催
- (2) 包装に関する資料の収集、整理および配布
- (3) 国内関係機関との連絡、提携
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 関西支部の会員は、本会会員のうち、主として関西、中国、四国方面に所在する ものとする。但し、希望により他地域在住会員の当支部所属、および当地域在住会員の他支 部所属はこれを妨げない。

2. 正会員とは、本会の目的に賛同し、入会金および会費を納めた法人、個人または団体

第5条 関西支部に次の役員を置くことができる。

- (1) 支 部 長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 役 員 若干名
- 2. 支部長は関西支部を代表し、会務を総理し、関西支部役員会および関西支部総会を招集しその議長となる。
- 3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長が欠けた時はこれを代理する。
- 4. 役員は関西支部役員会を通じて、関西支部の重要会務を審議する。

第6条 役員は、関西支部総会において選出し、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2. 任期中において補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第7条 関西支部役員会は、毎年1回定期に開催し、次の事項を附議するものとする。

- (1) 事業報告および会計報告
- (2) 事業計画および会計計画
- (3) 規則の変更
- (4) その他必要な事項

第8条 関西支部に参与を置くことができる。

- 2. 参与は、関西支部の運営方針その他に関し、支部長の諮問に応じ意見を具申する。
- 3. 参与は、関西支部役員会の承認を経て支部長が委嘱する。
- 4. 参与の任期は2年とする。

第9条 関西支部に運営委員会を置き、さらに業務の運営に必要のあるときは特別委員会を置くことができる。

- 2. 委員は、業務の企画および運営の具体的方法その他を審議し、その推進にあたる。
- 3. 委員長および委員は、会員の中より支部長が委嘱する。
- 4. 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第10条 関西支部総会は、毎年1回定期に開催し、次の事項を附議するものとする。
 - (1) 関西支部役員の選任および解任
 - (2) 事業報告および会計報告
 - (3) 事業計画および会計計画
 - (4) 規則の変更
 - (5) その他必要な事項
- 第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本会の事務を処理するため事務局を大阪市内に置く。
- 第13条 本規則に特に定めのない事項については、本会の定款および支部運営規則を準用する。

附則

この規則は、1974年5月20日から実施する。

(1974年5月20日 制定)

(1984年5月30日 改正)

(2002年5月23日 改正)

(2004年5月19日 改正)

(2010年5月19日 改正)

(2012年5月18日 改正)

(2013年5月30日 改正)

(2017年5月31日 改正)

(2020年5月28日 改正)